

～あなたやご親族の暮らしと権利を守るために～

成年後見制度のご紹介

認知症や知的障がい、精神障がいがあることで、財産管理や契約など、日常生活で困りごとや心配事が発生することがあります。そのような場合でも、自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切にし、生活や財産を守る、契約や手続きを行うなど、法的な支援を行うのが成年後見制度です。



障がいがある
子どもの将来
が心配



親が悪質業者の
訪問販売被害に
あった

入院や施設に
入所する時に、
手続きをしてくれる
親族がいない

お金の計算や
管理が**苦手**
になってきた

今は何でも
自分でできるけれど、
将来認知症になったら
誰がささえてくれるのか
不安

判断能力に
不安がある人



法定後見制度



将来に
備えたい人

任意後見制度

法定後見制度

すでに判断能力に不安がある場合、家庭裁判所に申立てをし、**家庭裁判所が本人に適した援助者を決定する制度**です。

判断能力の程度により、**後見、保佐、補助の3類型**があります。成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）は家庭裁判所の監督のもと、**本人に不利益が生じないようよう支援**します。



家庭裁判所に申立てをするってどういうこと？

家庭裁判所に制度の利用を申請することです。申請することができる人のことを**申立人**と言います。申立人になれるのは、**本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長**などです。



法定後見制度の種類と内容は？

医師の診断書（成年後見制度用）を参考に、**家庭裁判所**が判断します。

種類		後見	保佐	補助
利用できる人		判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人
支援する人が与えられる権限	代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
	同意権 取消権	日常生活に関する行為（※）以外のすべての行為	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為

※日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、取り消しの対象にはなりません。

代理権	成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行える権限です。
同意権	本人が契約などの法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるという権限です。
取消権	成年後見人等の同意がないまま、本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限です。

💡 成年後見人等ってどんな人？



本人にとって身近な支援者
配偶者・親・子・きょうだい・姪甥等



法律や福祉の専門家
(弁護士・司法書士・
社会福祉士など)



社会貢献の精神を持ち、
必要な知識と技量を身に
つけた市民

💡 成年後見人等ってどんなことをしてくれるの？



通帳の管理や
支払いのお手伝い

- 医療行為の同意はできません
- 保証人や身元引受人には
なれません



書類の確認や
手続きのお手伝い



定期的な訪問や
見守り



福祉サービスの
利用契約



不利益な契約の
取り消し



入院、施設入所
などのお手伝い



亡くなった後のこと
についての相談・親族等
への引継ぎ



法定後見制度を利用するにはどうしたらいいの？

1

相談



社会福祉協議会にご相談ください

社協

申立書類一式をお渡しし、作成方法を説明します
書類作成を専門職に依頼したい場合は、専門職を紹介することができます
専門職の後見人等候補者も紹介することができます

社協

来所・訪問・電話で相談を受けたり、制度説明をしたりすることができます

東久留米市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
くるみちゃん



2

申立の準備



申立人を決める、後見人等候補者を検討、診断書・本人情報シートの作成を依頼、その他必要書類の取り寄せ・作成

3

申立て



家庭裁判所に申立書類を送る



社協

必要に応じて調査官面談の日程調整をしたり、同席したりします

東久留米市の管轄は
東京家庭裁判所立川支部です



4

調査官面談 (補助・保佐のみ)



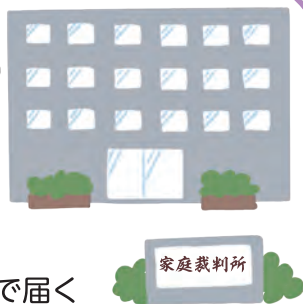
調査官が本人に申立意思の確認や同意権・代理権の確認等を行う



5

家庭裁判所が 審判

審判書が申立人、
本人、後見人等に郵送で届く



6

確定

2週間の抗告期間を経て確定

7

登記

後見人等が登記事項証明書を取得



8

後見人等が 支援開始

まず最初に家庭
裁判所に初回報
告を提出



9

後見人等の支援終了

本人が亡くなった時点で支援終了
相続人に財産受け渡し

申立の準備から
支援開始までは
4~6か月かかります



費用はどれくらいかかるの？

成年後見人等に対する報酬は、家庭裁判所が決定します。家庭裁判所は成年後見人等が毎年提出する報告書の内容を確認し、本人の財産や成年後見人等の事務内容を考慮して報酬額を決定します。

【報酬額のめやす】

管理する財産額	基本報酬額(めやす)	
	成年後見人・保佐人・補助人	成年後見監督人・保佐監督人・ 補助監督人 ^(※)
1,000万円未満	年額24万円	年額12~24万円
1,000万円~5,000万円未満	年額36~48万円	年額12~24万円
5,000万円以上	年額60~72万円	年額18~36万円

※監督人は成年後見人等がきちんと業務をしているかをチェックする人です。

本人の財産が多い、利益相反がある(本人と成年後見人等による遺産分割協議など)、成年後見人等から家庭裁判所への報告が滞っている等の場合に、家庭裁判所が選任します。

任意後見制度

現在は判断能力が十分ある人が、認知症などで判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおく制度です。

本人に代わって財産管理や契約を行う人（任意後見人）やお願いする支援の内容を自ら決めておくことができます。任意後見人には取消権がありません。



任意後見制度を利用するにはどうしたらいいの？

1 任意後見の依頼と任意後見契約（公正証書）の作成

任意後見人受任者を決め、支援してもらう内容や報酬額などを話し合い、公正証書を作成します。提出先は公証役場です。

必要に応じて、「見守り契約」、「死後事務契約」、「遺言」などの契約も取り交わします。

お近くの公証役場でも相談できます。

社協

専門職の
任意後見人受任者を
紹介することが
できます



公正証書が完成するまでは
半年～1年かかります

2 家庭裁判所への申立て

本人の判断能力が低下した場合、本人や家族、任意後見人が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。任意後見監督人とは、本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をしているかをチェックする人で、家庭裁判所が選任します。



3 任意後見開始

任意後見契約に基づいて、任意後見人が支援を開始します。



4 終了

本人もしくは任意後見人が亡くなったときに終了します。本人の相続人に相続財産を引き渡します。



無料相談 (主催: 東久留米市成年後見制度推進機関)

■ 専門相談

成年後見人として活動する社会福祉士・司法書士が成年後見制度や任意後見制度の説明、手続き方法などに関する相談を受け付けます。

- ▶ 日 時：毎月第4水曜日 午後2時～4時 各日先着2組 ※要予約
- ▶ 場 所：社協会議室 (東久留米市滝山4-3-14 わくわく健康プラザ2階)
- ▶ 対象者：市内在住の方および福祉関係者

■ 法律相談

弁護士が遺言、相続、贈与、財産分与、成年後見・任意後見制度、権利侵害、身上保護、福祉サービスの苦情、その他権利擁護に関する相談を受け付けます。

- ▶ 日 時：毎月第2日曜日 午後2時～4時20分 各日先着4組 ※要予約
- ▶ 場 所：中央町地区センター (東久留米市中央町6-1-1)
- ▶ 対象者：市内在住で次のいずれかに当てはまる方と親族・関係者
 - ・65歳以上の高齢者
 - ・愛の手帳所持者またはそれに準ずる方
 - ・精神保健福祉手帳所持者またはそれに準ずる方



成年後見制度に関する関連機関

■ 成年後見制度についての問い合わせ・申立窓口

- ▶ 東京家庭裁判所 立川支部後見係
〒190-8589 東京都立川市緑町10-4
TEL: 042-845-0322・042-845-0324
- ▶ 後見サイト (申立の手引きや書式をダウンロードできます)
<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html>



■ 任意後見制度に関する相談・手続きについての窓口

- ▶ 池袋公証役場 TEL: 03-3971-6411
〒170-6008 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル8階
- ▶ 練馬公証役場 TEL: 03-3991-4871
〒176-0012 練馬区豊玉北5-17-12 練馬駅前ビル3階
- ▶ 立川公証役場 TEL: 042-524-1279
〒190-0023 立川市柴崎町3-9-21 エルフレア立川ビル2階
- ▶ 武蔵野公証役場 TEL: 0422-22-6606
〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町2-5-11 松栄ビル4階





社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会

社会福祉協議会 (通称: 社協) とは

営利を目的としない民間の社会福祉団体です。

子どもからお年寄りまでどんな人も“互いに支えあいながら安心して生活できるまち”の実現に向けて地域のみなさまを中心に、様々な立場の人や団体(行政や福祉関係機関等)と“輪”を広げながら色々な福祉事業を展開しています。

〒203-0033

東久留米市滝山4-3-14

わくわく健康プラザ2階

代表電話：042-471-0294

▶ E-mail

info@higashikurume-shakyo.or.jp

▶ ホームページ

<https://higashikurume-shakyo.or.jp>



▶ 公式SNS

① X(旧:Twitter)



② Facebook



東久留米市成年後見制度推進機関



◎相談受付時間

平日 午前9時～午後5時

◎お問い合わせ

TEL: 042-479-0294

FAX: 042-476-4545